

5 農地政策

(1) 農地の利用及び流動化

ア 農業振興地域の現状

(農業振興地域の現状)

198 市町村が農業振興地域に指定

平成 23 年(2011 年)3 月末現在の農業振興地域は、中国・四国地域の 204 市町村のうち、198 市町村で指定され、そのすべての市町村で農業振興地域整備計画が策定されています(表 - 5 - 28)。

また、農業振興地域内の農用地面積は、平成 21 年(2009 年)12 月 1 日現在、50 万 544ha、そのうち農用区域内の農用地面積は 39 万 2,628ha で、設定率は 78.4%となっています(表 - 5 - 29)。

表 - 5 - 28 農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定状況
(中国・四国)

県名	市町村	農業振興地域指定市町村数		農業振興地域の指定を受けていない市町村
		整備計画策定済み	整備計画未策定	
鳥取県	19	19	19	-
島根県	21	21	21	-
岡山県	27	27	27	-
広島県	23	20	20	ふちゅうちょう かいたちょう さかまち 府中町、海田町、坂町
山口県	19	18	18	わきちょう 和木町
徳島県	24	24	24	-
香川県	17	15	15	なおしまちょう うたづちょう 直島町、宇多津町
愛媛県	20	20	20	-
高知県	34	34	34	-
合計	204	198	198	-

資料：中国四国農政局調べ(平成 23 年(2011 年)3 月末現在)

表 - 5 - 29 農業振興地域の現状(中国・四国)

単位：ha

県名	総面積	農業振興地域面積	農業振興地域内農用地面積(A)	農用区域内農用地面積(B)	(B)/(A) × 100 (%)
鳥取県	350,726	175,414	42,419	35,717	84.2
島根県	670,786	495,897	49,759	43,789	88.0
岡山県	711,321	531,600	87,211	65,864	75.5
広島県	847,927	602,762	76,302	57,146	74.9
山口県	611,389	375,058	56,820	45,621	80.3
徳島県	414,667	246,859	40,999	30,210	73.7
香川県	187,653	143,517	39,161	31,451	80.3
愛媛県	567,800	341,323	67,072	51,565	76.9
高知県	710,516	444,645	40,801	31,265	76.6
合計	5,072,785	3,357,075	500,544	392,628	78.4

資料：総面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
(平成 21 年(2009 年)10 月 1 日現在)

農業振興地域面積は、中国四国農政局調べ(平成 21 年(2009 年)12 月 1 日現在)

注：農用地とは、農地(田、畑、樹園地)及び採草放牧地

（農業振興地域整備基本方針の策定）

平成 32 年の目標面積を盛り込んだ農業振興地域整備基本方針を策定

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成 22 年（2010 年）6 月公表）において、平成 32 年（2020 年）の確保すべき農用地等の面積については、現状（平成 21 年（2009 年）：407 万 ha）よりも 8 万 ha 増の 415 万 ha を目標としました。これを受けて中国・四国地域の各県が平成 22 年度（2010 年度）に策定（変更）した「農業振興地域整備基本方針」では、平成 32 年（2020 年）に確保すべき農用地等の面積は、現状（平成 21 年）より 100～2,500ha 増とする面積を目標としており、今後、国及び県が一体となって優良農地の確保を図ることとしています（表 - 5 - 30）。

表 - 5 - 30 管内各県が定める農用地区域内農地の面積目標

単位：ha

	平成21年の 農地面積	平成32年の 農地の面積目標	増加面積
鳥取県	33,200	34,000	800
島根県	38,400	38,500	100
岡山県	58,600	60,100	1,500
広島県	53,800	56,300	2,500
山口県	41,000	43,100	2,100
徳島県	28,300	28,900	600
香川県	27,300	28,300	1,000
愛媛県	45,800	47,700	1,900
高知県	29,800	30,400	600

資料：各県農業振興地域整備基本方針協議資料を基に中国四国農政局で作成

イ 農地転用の動向

農地転用面積は減少傾向

中国・四国地域における農地転用面積は、平成 2 年（1990 年）の 4,286ha をピークに、平成 18 年（2006 年）を除き平成 3 年（1991 年）以降年々減少しています。

平成 21 年（2009 年）の農地転用面積は 1,234ha で前年比 88.4%、平成 2 年（1990 年）比 28.8%となっています。

農地転用面積を県別にみると、広島県（243.0ha）、岡山県（203.6ha）、愛媛県（142.0ha）の順に多くなっています。

また、用途別では「住宅用地」が一番多く、次いで「その他建物施設・業務用地（農林漁業用施設、駐車場、資材置き場等）」となっており、双方の転用面積で全体の 56.4%を占めています（表 - 5 - 31）。

表 - 5 - 31 中国・四国地域の農地転用面積の推移

暦年	総面積 (ha)	住宅用 地 (ha)	工鉱業 用地 (ha)	学校・ 公園・ 運動場 用地 (ha)	道水 路・鉄 道用地 (ha)	商業・ サービ ス等用 地 (ha)	その他 建物施 設・業 務用地 (ha)	植林・ その他 (ha)
1990年	4,286	872	532	150	804	-	846	1,082
1999年	2,545	716	34	74	500	200	601	420
2000年	2,532	691	44	21	520	173	568	515
2001年	2,201	630	31	39	422	133	560	387
2002年	2,069	557	20	30	416	121	527	398
2003年	1,999	538	22	25	343	130	538	403
2004年	1,997	620	17	29	275	196	512	348
2005年	1,812	579	18	11	231	179	489	305
2006年	1,897	611	22	9	231	170	519	334
2007年	1,721	565	21	19	195	218	426	277
2008年	1,396	485	27	20	166	102	392	202
2009年	1,234	372	14	5	150	87	324	283

資料：農林水産省経営局「土地管理情報収集分析調査」

注：1999年度以降については、用途別の仕分けの変更があり工鉱業用地、商業・サービス等用地は1990年度の数値と一致しない。

ウ 耕地面積、耕地の利用状況

2010年の耕地面積、耕地利用率ともに前年を下回る

平成22年(2010年)7月15日現在の耕地面積(田畑計)は39万6,400haで、主に宅地等への転用や耕作放棄等により、前年に比べて2,400ha(0.6%)減少しました。地域別にみると、中国25万1,000ha、四国14万5,300haで、前年に比べて1,400ha(0.6%)、1,100ha(0.8%)それぞれ減少しました(図 - 5 - 39)。

田畑別にみると、田は28万4,800ha、畑は11万1,500haで、前年に比べて2,100ha(0.7%)、400ha(0.4%)それぞれ減少しました。畑を種類別にみると、普通畑5万5,600ha、樹園地5万1,800ha、牧草地4,090haとなりました。

図 - 5 - 39 地域別耕地面積の推移(中国・四国)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

平成 21 年(2009 年)の農作物作付(栽培)延べ面積は 33 万 ha で、前年に比べて 3,700ha(1.1%)減少しました。

耕地利用率は 82.7%で、前年に比べて 0.5 ポイント低下しました。これは、前年からの耕地面積の減少に対し、作付(栽培)延べ面積の減少がこれを上回ったためです。地域別にみると、中国 79.0%、四国 89.3%となりました(表 - 5 - 32)。

表 - 5 - 32 地域別の耕地の利用状況(田畑計)

区 分	作付(栽培)延べ面積			耕 地 利 用 率		
	2008	2009	対前年 増減率	2008	2009	対前年差
全 国	4,265,000 ha	4,244,000 ha	0.5 %	92.2 %	92.1 %	0.1 ポイント
都 府 県	3,108,000	3,092,000	0.5	89.6	89.6	0.0
中国四国	333,700	330,000	1.1	83.2	82.7	0.5
中 国	201,400	199,400	1.0	79.4	79.0	0.4
四 国	132,300	130,700	1.2	89.8	89.3	0.5

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合である。

田畑別にみると、田の作付(栽培)延べ面積は 23 万 6,600ha で、前年に比べて 1,300ha(0.5%)減少し、耕地利用率は 82.5%となりました。作物類別にみると、稲が 17 万 4,900ha で最も多く、次いで野菜 2 万 6,900ha、飼肥料作物 1 万 2,000ha、麦類 8,110ha となっています。

畑の作付(栽培)延べ面積は 9 万 3,400ha で、前年に比べて 2,400ha(2.5%)減少し、耕地利用率は 83.5%となりました。作物類別にみると、果樹が 4 万 6,400ha で最も多く、次いで野菜 2 万 2,500ha、飼肥料作物 1 万 1,100ha となっています(表 - 5 - 33)。

表 - 5 - 33 地域別・作物別の耕地の利用状況(2009年)

区 分	中 国・四 国			中 国	四 国
	田畑計	田	畑	田畑計	田畑計
	ha	ha	ha	ha	ha
作付(栽培)延べ面積	330,000	236,600	93,400	199,400	130,700
稲(子実用)	174,900	174,900	-	116,900	58,100
麦類(子実用)	8,280	8,110	171	4,230	4,050
かんしょ	3,450	564	2,890	1,120	2,340
雑穀(乾燥子実用)	1,820	1,490	327	1,610	212
豆類(乾燥子実用)	8,600	6,660	1,930	7,420	1,170
野菜	49,300	26,900	22,500	26,100	23,200
果樹	46,400	-	46,400	16,600	29,800
工芸農作物	3,810	719	3,090	1,470	2,330
飼肥料作物	23,100	12,000	11,100	17,700	5,480
その他作物	10,300	5,240	5,010	6,260	3,990
耕地面積	398,800	286,900	111,900	252,400	146,400
耕地利用率	82.7%	82.5%	83.5%	79.0%	89.3%

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合である。

エ 耕作放棄地の現状

2010年の中国・四国地域における耕作放棄地面積は6万4,770ha

平成22年(2010年)2月1日現在の中国・四国地域における耕作放棄地面積は6万4,770haで、平成17年(2005年)時点と比べて3,369ha(5.5%)増加したものの、増加のテンポは減速(平成12年(2000年)から平成17年(2005年)にかけては11.8%増加)しています。

また、自給的農家⁹や土地持ち非農家¹⁰の耕作放棄地¹¹は増加していますが、販売農家の耕作放棄地は減少しています。

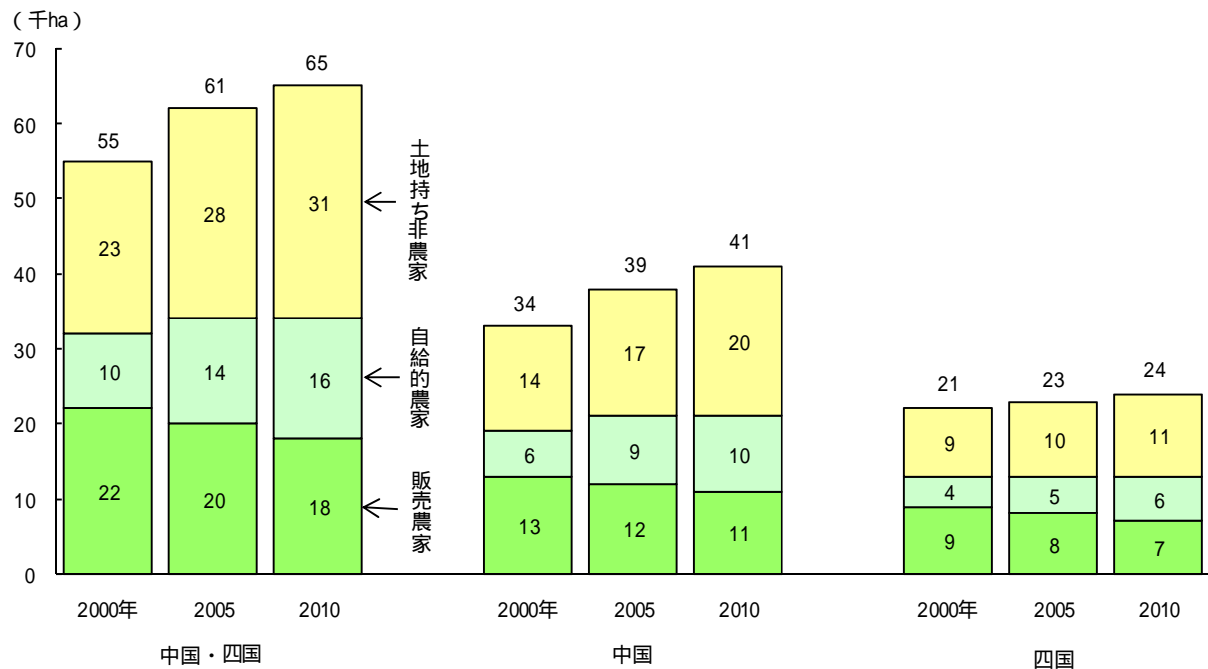
これを地域別にみると、中国では4万815ha、四国では2万3,956haで、平成17年(2005年)時点と比べてそれぞれ、5.2%、6.0%増加しています(図-5-40)。

⁹ 用語の解説を参照。

¹⁰ 用語の解説を参照。

¹¹ 用語の解説を参照。

図 - 5 - 40 耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」及び「2010年世界農林業センサス」

オ 農地の流動化

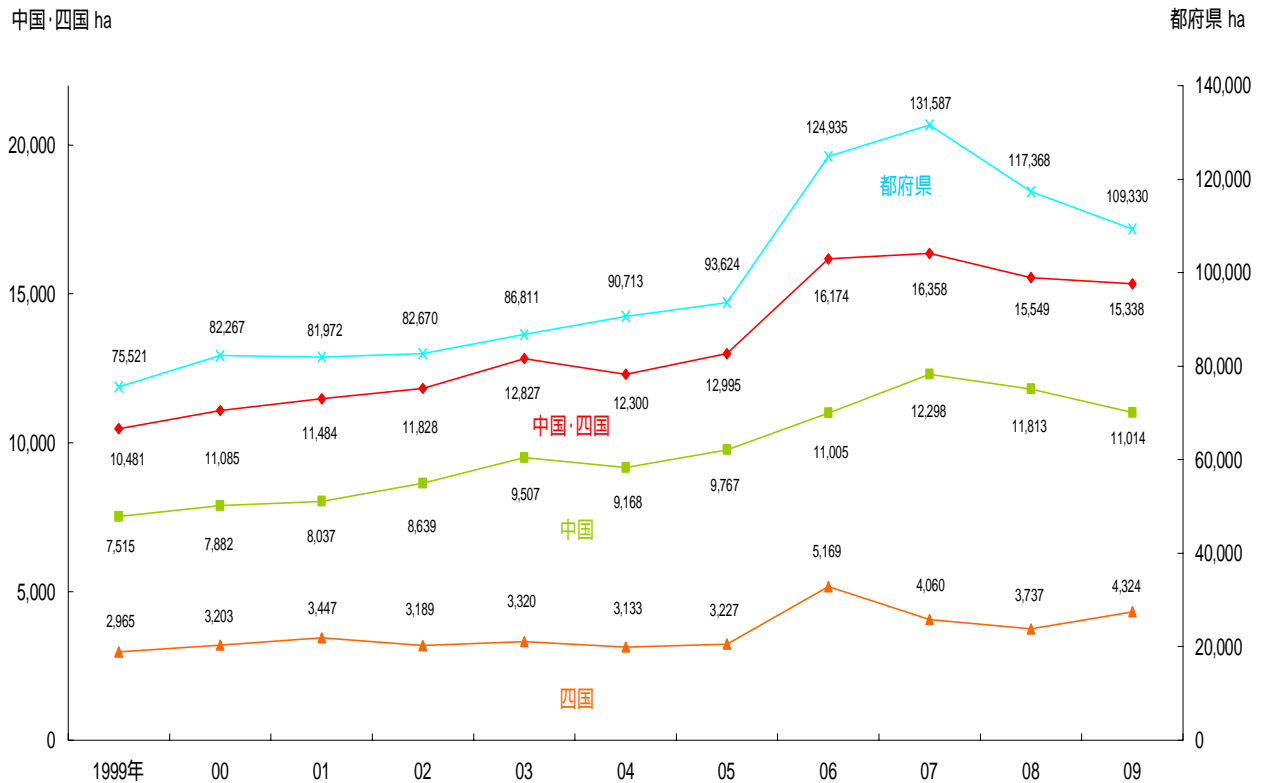
2009年の農地の権利移動面積は前年に比べ減少

中国・四国地域における耕作目的の農地の権利移動面積(平成21年(2009年)の1年間)は1万5,338haで、前年より211ha減少(対前年比98.6%)しました。

権利移動面積が全耕地面積(「平成21年耕地及び作付面積統計」による。)に占める割合をみると、中国・四国地域は3.8%(権利移動面積1万5,338ha、全耕地面積39万9千ha)で、都府県平均の3.2%(権利移動面積10万9,330ha、全耕地面積345万ha)を0.6ポイント上回っています。同割合を地域別にみると、中国地域は4.4%(権利移動面積1万1,014ha、全耕地面積25万2,400ha)で、四国地域の3.0%(権利移動面積4,324ha、全耕地面積14万6,400ha)を1.4ポイント上回っています。(図 - 5 - 41)。

なお、中国・四国地域における農地の権利移動面積の権利形態は、利用権等の設定(賃貸借)によるものがほとんどで、平成21年(2009年)においては、権利移動面積1万5,338haのうち1万4,482ha(94.4%)を占めています。

図 - 5 - 41 規模拡大につながる農地の権利移動面積の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

注：数値は、自作地有償所有権移転面積、農地法第3条許可・届出による賃借権設定面積及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定面積の合計面積

(2) 認定農業者等が経営する農地面積

ア 認定農業者等への農地集積

認定農業者等への農地集積率は都府県平均を下回る

平成21年(2009年)3月末現在の中国・四国地域における「認定農業者(特定農業法人含む)、基本構想水準到達農業者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」(以下「認定農業者等」という。)が経営する農地の集積率(認定農業者等が経営する農地面積が耕地面積に占める割合)は20.5%で、都府県平均の33.4%を12.9ポイント下回っています。

このうち、認定農業者への農地集積率は16.8%で、都府県平均の27.3%を10.5ポイント下回っています(表 - 5 - 34)。

中国・四国地域では、引き続き農業者の高齢化や農家戸数の減少が見込まれることから、集落営農の組織化・法人化を促進するとともに、平成21年(2009年)に創設された農地利用集積円滑化事業の農地の面的集積を促進するための措置を活用し、農地の利用集積を進めることが望まれます。

表 - 5 - 34 認定農業者等への農地集積率（2009年3月末現在）

単位：ha、%

県名	耕地面積	認定農業者等が経営する農地面積		農地集積率	
			うち 認定農業者	$\frac{\text{認定農業者等が経営する農地面積}}{\text{耕地面積}}$	$\frac{\text{うち 認定農業者}}{\text{認定農業者等が経営する農地面積}}$
鳥取県	35,300	6,900	5,700	19.5	16.1
島根県	38,600	9,800	7,400	25.4	19.2
岡山県	69,800	11,200	10,600	16.0	15.2
広島県	59,200	9,700	8,500	16.4	14.4
山口県	50,700	10,800	8,300	21.3	16.4
徳島県	31,400	5,400	4,700	17.2	15.0
香川県	32,300	8,200	4,300	25.4	13.3
愛媛県	54,900	13,800	12,600	25.1	23.0
高知県	28,800	6,600	5,300	22.9	18.4
中国四国	401,000	82,400	67,400	20.5	16.8
都府県	3,467,000	1,159,600	946,800	33.4	27.3

資料：農林水産省経営局「耕地及び作付面積統計」、「集落営農実態調査」

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

イ 農地保有合理化事業の実施状況

売買事業は買入が減少・売渡は増加し、貸借事業は借入が減少・貸付は増加

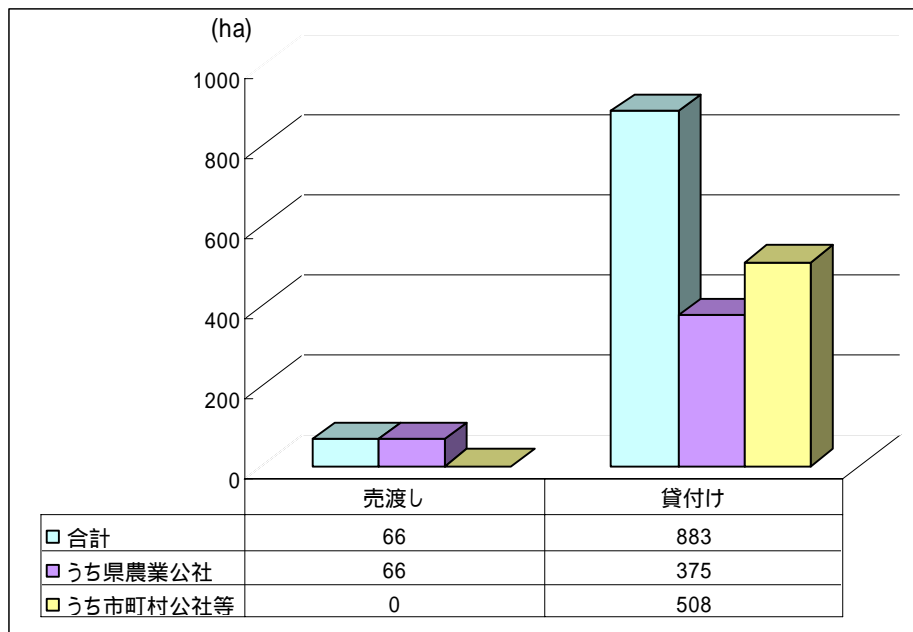
農地保有合理化事業は、農地保有合理化法人が貸し手農家（規模縮小農家等）の農地を買入れ又は借入れ、当該法人の中間保有・再配分機能を活かしてほ場の分散保有を解消しつつ規模拡大・農地の集団化等を図ろうとする担い手農家に売渡し又は貸付ける事業です。

平成 21 年度（2009 年度）における中国・四国地域の農地保有合理化事業のうち売買事業による買入面積は 33ha で、前年度に比べて 5 ha の減少となりました。また、売渡面積は 66ha で、前年度に比べて 12ha の増加となっています（図 - 5 - 42、表 - 5 - 35）。

また、貸借事業による借入面積は 859ha（前年度比 84.1%）、貸付面積 883ha（同 106.7%）となっています（図 - 5 - 42、表 - 5 - 36）。

なお、農地保有合理化事業については、平成 19 年度（2007 年度）から担い手のニーズに即し、集団化・団地化した形で農地の利用集積（面的集積）ができるよう貸借を中心とした取組に重点化するとともに、農地保有の合理化のための資金を統合・メニュー化（担い支援農地保有合理化事業）し、地域の視点に立った活動が展開できるよう措置することにより、農地の面的集積の一層の推進を行っています。

図 - 5 - 42 農地保有合理化事業実績 (2009年度末)



資料：中国四国農政局調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

(参考)

表 - 5 - 35 農地保有合理化事業(売買)

単位：件、ha

区分	平成20年度(2008年度)				平成21年度(2009年度)			
	買入		売渡		買入		売渡	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
県公社	97	38	82	54	103	33	104	66
市町村公社等	-	-	-	-	-	-	-	-
中国四国計	97	38	82	54	103	33	104	66
都府県計	2,144	1,291	2,193	1,654	2,089	1,188	2,221	1,553

資料：中国四国農政局調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

表 - 5 - 36 農地保有合理化事業(貸借)

単位：件、ha

区分	平成20年度(2008年度)				平成21年度(2009年度)			
	借入		貸付		借入		貸付	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
県公社	672	367	148	367	763	375	187	375
市町村公社等	1,716	653	1,258	459	1,530	484	1,143	508
中国四国計	2,388	1,021	1,406	827	2,293	859	1,330	883
都府県計	37,869	13,296	31,839	12,923	40,582	11,520	34,471	11,828

資料：中国四国農政局調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

(3) 企業等の農業参入の促進

企業等の農業参入は着実に増加

平成 21 年(2009 年) 12 月に改正農地法が施行され、多様な主体による農業参入を促進していく観点から、農業生産法人以外の一般法人についても、貸借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも参入可能となるなど、新規参入の規制が大幅に緩和されました。

この農地法の改正によって、平成 23 年(2011 年) 3 月末現在、全国で 404 法人が新たに農業参入しており、そのうち、中国・四国地域では 49 法人が新規に参入しています(表 - 5 - 37、表 - 5 - 38、表 - 5 - 39)。

表 - 5 - 37 一般法人の農業参入状況

	新規参入法人数	借受農地面積	
			うち遊休農地であった面積
全 国	404法人	916.4ha	106.5ha
うち中国四国	73法人	163.8ha	11.9ha

資料:農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

表 - 5 - 38 一般法人の組織形態別、業種別内訳

(単位:法人)

	新規参入法人数	組織形態			業種			
		株式会社	持份有限会社	NPO等	食品関連業	建設業	農業	その他
全 国	404	258	65	81	86	66	42	210
うち中国四国	73	46	13	14	16	9	9	39

資料:農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

表 - 5 - 39 一般法人の作付作物内訳

(単位:法人)

	新規参入法人数	米麦	野菜	果樹	畜産	花き・花木	工芸作物	複合	その他
全 国	404	67	200	43	7	13	11	62	1
うち中国四国	73	19	30	11	2	0	0	11	0

資料:農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ



地域の農外企業(建設業)がブルーベリー栽培などに取り組んでいる事例(愛媛県西条市)



地元企業が農業参入し、ばれいしょの栽培に取り組んでいる事例(広島県東広島市)

6 耕作放棄地対策

国・協議会・利用者の連携による耕作放棄地の再生への取組

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策の背景と概要

耕作放棄地は、病虫害・鳥獣被害の発生・拡大や農地利用集積の阻害等の営農面での悪影響のみならず、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題となっています。

耕作放棄地の現状を把握するため、平成 20 年度(2008 年度)の現地調査(耕作放棄地全体調査)により、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等の手当を行うことで耕作が可能となるものと、農地に復元するための条件整備が著しく困難なもの等とが区分されました。

耕作放棄地対策を総合的に進めるため、平成 21 年度(2009 年度)に耕作放棄地再生利用緊急対策を創設しました。平成 22 年度(2010 年度)も引き続き、引き受け手が行う耕作放棄地の再生作業や土づくり、作付け・加工・販売の試行、必要な施設(用排水施設、農業体験施設、農業用機械・施設等)の整備、権利関係の調査・調整等を支援する県協議会(各県単位)、地域協議会(市町村単位)を設置し、国・協議会・利用者が連携しながら総合的な取組を進めています。

(2) 取組状況

国からの交付金を県協議会が基金として造成し、地域協議会は必要に応じて県協議会に申請し県協議会は交付するという仕組みをとっており、地域協議会やその会員、利用者等が実際の再生作業等を行います。

平成 23 年(2011 年)3 月時点の中国四国農政局管内の状況は、地域協議会は 204 市町村のうち 179 市町村で設置済みであり、平成 22 年度再生作業等に取り組まれた市町村は、84 市町村で再生面積は約 151ha となっています。

事例：耕作放棄地再生の取組(田殿地区：岡山県美作市)

農事組合法人が経営規模拡大のため耕作放棄地 4.2ha を利用権設定し、再生作業や土作り等を行い、今までにはくさい、かぶ、さつまいも等の作付・収穫を行っています。

耕作放棄されているほ場



草刈り・雑物除去



土壌改良



はくさいの収穫



はくさいの作付け



再生作業完了



7 農業生産基盤の整備などの状況

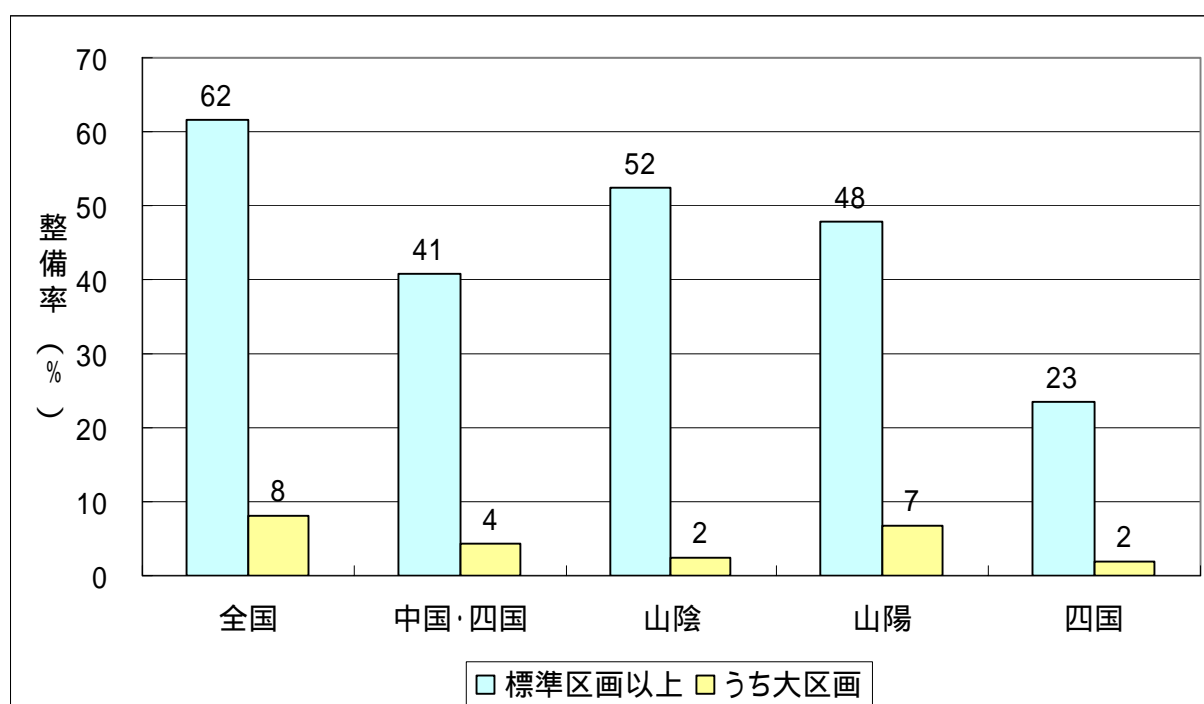
(1) 農地整備の状況

全国に比べ低い整備率

水田の整備状況は、中国・四国地域においては、中山間地域が太宗を占めているため、大型または中型機械化営農が可能とされる標準区画以上に整備された割合は41%と、全国平均に比べ約21ポイント低くなっています。特に、四国地域は23%と低い状況です。

また、大区画に整備された割合も全国平均に比べ低くなっています(図 - 5 - 43)。

図 - 5 - 43 水田の整備状況(区画形状)(2009年)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」

注：1) 整備率算定に用いた田耕地面積は「耕地及び作付面積統計」による2009年7月15日時点の値。

2) 整備率算定に用いた整備済水田面積は「農業基盤情報基礎調査」による2009年3月31日時点の推計値。

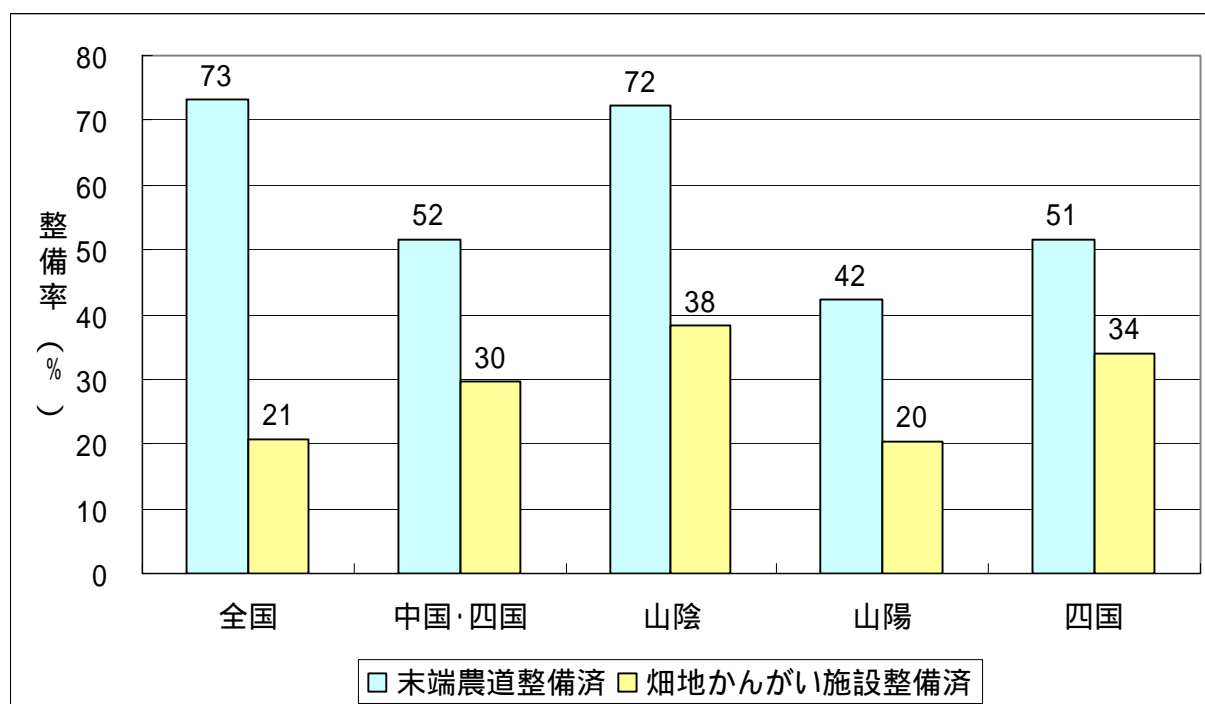
3) 標準区画とは、30a程度に区画整理されたもの。大区画とは、1ha程度以上に区画整理されたものである。

4) 「山陰」は鳥取県及び島根県、「山陽」は岡山県、広島県及び山口県、「四国」は徳島県、香川県、愛媛県及び高知県である。

畑(樹園地、牧草地を含む)の整備状況は、末端農道の整備率が52%で、全国平均に比べて大幅に低くなっていますが、畑地かんがい施設の整備率は30%と、全国平均を上回っています。

地域別にみると、末端農道の整備率は、山陰で全国平均と同程度の整備率ですが、特に山陽では低くなっています(図 - 5 - 44)。

図 - 5 - 44 畑の整備状況 (2009 年)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」

注：1) 整備率算定に用いた畑耕地面積は「耕地及び作付面積統計」による 2009 年 7 月 15 日時点の値。

2) 整備率算定に用いた整備済畑面積は「農業基盤情報基礎調査」による 2009 年 3 月 31 日時点の推計値。

3) 末端農道の整備とは、ほ場の各区画が幅員 3 m 以上の道路に接しているものである。

(2) 農業農村整備の推進

新しい基本計画のもと、食と地域の再生に資する農業農村整備を推進

農業生産基盤の整備に当たっては、食料・農業・農村基本法に示された「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、また、「農業の持続的発展」とその基盤となる「農村の振興」の 4 つの基本理念を念頭に置き、食料・農業・農村基本計画や土地改良長期計画の実現を図る必要があります。

特に、平成 22 年(2010 年)3 月 30 日に閣議決定された新しい食料・農業・農村基本計画では、農業水利施設の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に進める新しい戦略的な保全管理の推進、地域の創意工夫を活かした新たな交付金の導入、農地の排水対策の重点的な推進、地下水位制御システムなどの新たな技術の導入、地域に必要な農業用水を確保するためのハード・ソフト施策の両面からきめ細かな対策など、農業の持続的な発展に関する施策を示しています。中国・四国地域においても、地域の特性等を踏まえつつ、基本インフラの戦略的な保全管理や食料自給率を向上させるための基盤整備等を推進することとしています。

また、新しい基本計画では、農地や農業用水等が持つ多面的機能の維持、

ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくり、水田生態系や里地里山の保全を重視した農村環境の保全など、農村の振興に関する施策を示しています。中国・四国地域においても、地域の特性等を踏まえつつ、農村集落機能の維持と地域資源・環境の保全に資する地域全体の取組を推進することとしています。

ア かんがい排水整備の取組 (国営かんがい排水事業)

中国・四国地域は、年間降水量が少ないという瀬戸内の気象条件や、労働生産性が低い中山間地域が大部分を占めるといふ地形条件を踏まえ、農業用水の水源確保による作物の品質向上や収量の増大、かんがい施設の整備による労力の軽減等を図ることが必要不可欠です。

このため、国営事業では、現在以下の6地区においてダム、頭首工、用水機場、用排水路等の農業水利施設の機能・安全性の確保を図るための部分的な更新整備や補修等を行っています(表 - 5 - 40)。

表 - 5 - 40 2010年度国営かんがい排水事業実施地区

国営事業地区名	県名	工 期	備 考
弓浜半島地区	鳥取県	2007～2011	国営造成土地改良施設整備事業
斐伊川沿岸地区	島根県	2005～2013	
岡山南部地区	岡山県	1998～2013	
香川用水土器川沿岸地区	香川県	2008～2016	
香川用水地区	香川県	2009～2014	国営造成土地改良施設整備事業
道前道後平野地区	愛媛県	1989～2010	

資料：中国四国農政局調べ

(補助事業)

国営かんがい排水事業に関連する地区を中心として、県営かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等の補助事業41地区を実施し、かんがい施設の整備を行っています。

(管理事業)

これまでに建設された農業水利施設のストック(調査年平成18年(2006年):農業基盤整備基礎調査)は、中国・四国地域においてダム等の基幹的水利施設約700ヶ所、農業用排水路約3千kmにも達しています。

しかし、これら施設は建設されてから相当年数が経過し、施設の老朽化が進んでいるものも多くなってきています。

このことから、国営造成水利施設保全対策事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業及び地域農業ストックマネジメント事業の実施により、施設機能を効率的に保全するための機能診断を行うほか、施設の劣化(故障)が致命的

になる前に、劣化の進行防止や劣化原因の除去等の適切な措置を行い、施設機能の延伸(長寿命化)を図ることとしています。

また、農業水利施設が持つ多面的機能を発揮させるためには、これら施設を適切に維持管理することが必要であり、農家だけでなく地域住民やNPO等の多様な主体の参画による管理体制を構築するため、国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)を21地区で実施しています。

(国営造成施設管理体制整備事業による用水路(パイプライン)の機能診断状況)



吉井川地区(岡山県岡山市、赤磐市、瀬戸内市)



益田地区(島根県益田市)

(新農業水利システム保全対策事業の実施)

農村地域の都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行するなかで、地域水田農業ビジョンの実現に向けた多様な水田農業の展開に対応するため、農業水利施設の管理の省力化を図る新農業水利システム保全対策事業を62地区で実施しています。

整備前



整備後



用水路の整備による維持管理の省力化事例 以西地区(徳島県徳島市)

イ ほ場整備の取組

水田のほ場整備については、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、経営体育成基盤整備事業等により、高生産性農業の展開が見込まれる地域を中心に生産基盤の整備を推進しています。

中国・四国地域においては、経営体育成基盤整備事業等の実施による担い手への農地の利用集積や農地の流動化を図るため、各種施策と連携しながら地域の状況に応じたきめ細かな生産基盤の整備を行っており、平成22年度(2010年度)は、経営体育成基盤整備事業等を50地区で実施しています。

整備前



整備後



経営体育成基盤整備事業 牛文沖地区(岡山県瀬戸内市)

ウ 農地防災・農地保全の取組 (国営総合農地防災事業)

平野部の農村地域では、都市化の進行に伴い生活雑排水が農業用水路へ流入するなど、水質悪化が問題になっている地域が見られます。また、農業用施設の機能低下や管理上の支障が生じているほか、安全性の低下もみられます。

こうしたことから、農業用水の水質保全や農業用施設の災害の防止を目的として、吉野川下流域地区及び那賀川地区(ともに徳島県)で国営総合農地防災事業を実施しています。



生活雑排水の流入状況

水路の整備状況

那賀川地区 幹線水路の整備

(直轄地すべり対策事業)

中国・四国地域の 85% が中山間地域であり、傾斜地が多いこと、また複数の断層破碎帯が分布することから、地すべり防止区域が数多く指定されています。

このような地すべり防止区域のなかで、地すべり防止対策の規模が大きく、高度な技術を要する地区においては、農地や農業用施設、人家等を災害から守り、国土の保全と民生の安定に資することを目的として、直轄地すべり対策事業を実施しています。

なお、中国・四国地域では高知三波川帯地区及び高瀬地区(ともに高知県)で行っています。

(補助事業)

中国・四国地域 9 県における地すべり対策事業、国営附帯農地防災事業の実施地区数は 80 地区となっています(表 - 5 - 41)。

表 - 5 - 41 2010 年度 補助事業の実施地区数 単位：地区

事業名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	局計
地すべり対策事業	1	21	8	2	7	12	1	19	8	79
国営附帯農地防災事業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	1	21	8	2	7	13	1	19	8	80

資料：中国四国農政局調べ

エ 災害復旧

平成 22 年(2010 年)の自然災害は、主に梅雨前線豪雨によるもので、中国四国農政局と地方財務局は、県や市町村等とともに延べ 70 班の体制で災害査定を行い、主に市町村を事業主体として災害復旧事業が実施されています。

農地及び農業用施設等の被害額は合計で 98 億円であり、そのうち農地が約 40 億円、水路が約 23 億円、道路が約 12 億円となっており、この 3 工種で全体の 77% を占めています。

災害復旧の事例

【農地】

(災害時)



(復旧後)



【頭首工】

(災害時)



(復旧後)



(3) 土地改良区の推移と現状

ア 土地改良区の現状

土地改良区の地区数は減少

土地改良区は、一定の土地について土地改良事業を実施することを目的として、土地改良法に基づき設立される公共組合です。農業用施設管理を含む土地改良事業の中核的实施主体と位置付けられており、土地改良事業が地域全体の多数の農家の利害に関係するという公的側面から、当然加入、賦課金の強制徴収等、強い公的機能が与えられています。

中国・四国地域の土地改良区数は、近年の設立抑制の浸透と統廃合が進んだことから減少傾向にあり、平成22年度(2010年度)末の地区数は平成11年度(1999年度)末に比べ357地区(26.1%)減少し、1,011地区となっています。

面積規模別の割合をみると、100ha未満の小規模な地区が51.0%と多く、1

千 ha 以上の大規模な地区は 7.2%と少なくなっています（表 - 5 - 42）。

表 - 5 - 42 2010 年度末面積規模別土地改良区数

	100ha 未満	100ha ～ 300ha	300ha ～ 1,000ha	1,000ha 以上	合計	区の 平均面積 (ha)	1999年末 地区数
鳥取県	43	25	26	2	96	245	109
島根県	17	7	19	10	53	672	71
岡山県	53	33	20	11	117	438	181
広島県	34	20	18	9	81	423	140
山口県	58	29	17	8	112	254	153
徳島県	83	25	17	6	131	282	170
香川県	24	40	34	10	108	655	142
愛媛県	105	37	28	15	185	306	219
高知県	99	22	5	2	128	92	183
中国四国	516	238	184	73	1,011	345	1,368
比率（%）	51.0	23.5	18.2	7.2			
全国	2,288	1,163	977	612	5,040	532	7,137
比率（%）	45.4	23.1	19.4	12.1			

資料：農林水産省農村振興局「平成 22 年度土地改良区設立状況等調査」

イ 統合整備の状況

統合整備推進のための取組と実績

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、各県では中長期的な土地改良区のあるべき姿として「土地改良区統合整備基本計画（マスタープラン）」を策定するなど、計画的に土地改良区の統合整備の推進に取り組んでいます。また、国では、これら土地改良区の統合整備の支援対策を用意しています。

市町村単位または水利系統単位に土地改良区の統合整備を推進することにより組織運営基盤の強化を図る一方、事業等が縮小し解散することが望ましい土地改良区に対しては、土地改良施設の市町村等への移管等と併せて解散指導が行われています。

この結果、平成 22 年度（2010 年度）には中国・四国地域の 3 地区で土地改良区の合併が行われるとともに、18 地区が解散（合併による解散 10 地区を除く）しています。

ウ 土地改良区の活性化

21世紀土地改良区創造運動を展開

土地改良区（愛称：「みどりネット」）は、農地や農業水利施設等の整備及び適切な維持・保全を通じ、食料・農業・農村基本計画の理念である「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」及び「農村の振興」を図るとともに、それらの活動を通じて農村の豊かな自然や美しい景観を維持し、国土・環境の保全を図るなど、農業農村が持つ「多面的機能の発揮」にも大きな役割を果たしています。

しかし、近年、農村地域の都市化・混住化の進行等により、水路の水質悪化やゴミの投棄等農村環境の悪化が進み、農業農村の持つ多面的な機能が適切に発揮できなくなり、食料生産に大きな影響を及ぼす地域も多くなっています。

このため、農業者だけでなく広く地域住民を対象に、農地や農業水利施設等の役割や農業農村の持つ多面的機能に対する理解を深めてもらうことを目的に、土地改良区では、地域住民や市町村等と連携しつつ、地域一体となった様々な活動を実施する「21世紀土地改良区創造運動（以下「21創造運動」という。）」を展開しています。

例えば、農業水利施設の見学会、農業用水路に沿って地域の歴史等を学びながら歩くみどり路ウォーキング、田植えや稲刈りの農業体験学習や田んぼの生きもの調査のほか、農地・農業用水・歴史・伝統文化等の地域資源を活用した地域づくり（村おこし）、農産物直売への参画等、多岐にわたる取組の輪が拡がりつつあります。また、21創造運動は、地域の子どもの人材育成にも大きく貢献しており、土地改良区の果たす役割は益々重要になっています。

今後も「みどりネット」の愛称とともに、21創造運動の恒常的な取組により、地域に愛され、より身近に感じてもらえる土地改良区を目指しています。



みどり
水土里の路ウォーキング



農業用水路の中で生きもの調査

8 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 野生鳥獣による農作物等被害の状況

被害金額はやや増加傾向、イノシシによる被害が依然として深刻

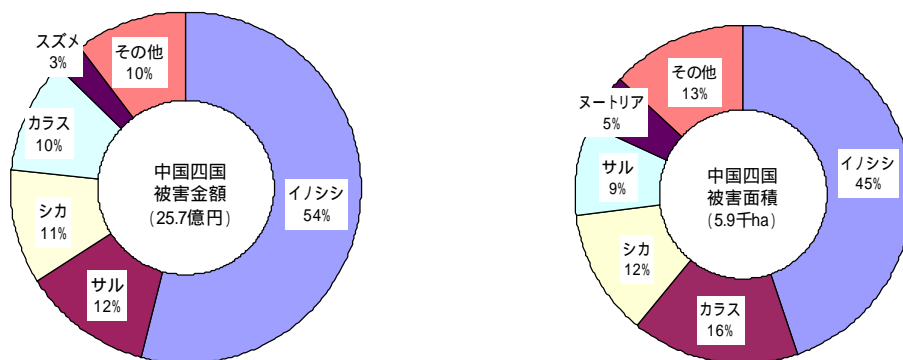
野生鳥獣による農作物被害は、中山間地域を中心に深刻な問題となっており、これらの被害は、収益性の低下を招くのみならず、農業者の生産意欲の減退に伴う耕作放棄など、農山村の集落機能の維持・存続にも影響を与えることから、被害防止への取組の強化が重要な課題となっています。

平成 21 年度(2009 年度)における鳥獣による被害金額は全体で約 25.7 億円となっており、その割合をみると、イノシシが 54%と最も高く、次いでサル 12%、シカ 11%となっています。被害面積は 5.9 千 ha となっており、被害金額と同様イノシシの割合が高くなっています(図 - 5 - 45)。

被害の推移をみると、被害面積は減少傾向にあるものの、依然として中山間地域を中心に深刻な問題となっています。(図 - 5 - 46)。

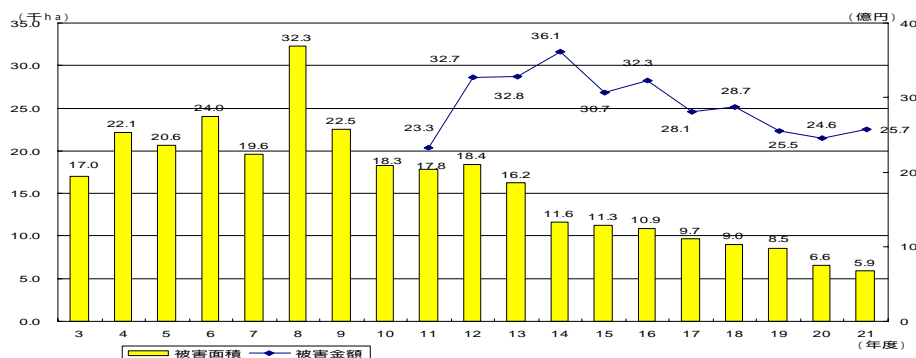
また、最近では、平坦部における被害やアライグマ等の外来生物による被害も目立ってきています。

図 - 5 - 45 被害金額及び被害面積 (2009 年度)



資料：農林水産省生産局調べ

図 - 5 - 46 中国・四国地域における鳥獣被害の推移 (農作物)



資料：農林水産省生産局調べ

注：被害金額の調査は平成 11 年度から実施。

(2) 鳥獣被害防止への取組

中国・四国地域における特徴的な鳥獣被害防止対策として、近隣の町村が連携して被害対策を実施している取組や、集落ぐるみで獣害対策を実施している取組事例がみられます。

事例：「地域ぐるみの鳥獣被害対策」(徳島県上勝町の取組)

上勝町は、四国山脈の南東山地に位置し、総面積の85.6%を山林が占める山間地域です。

主な加害鳥獣は、ニホンジカ、イノシシであり、町の特産であるすだちをはじめとした作物全般に食害等の被害が発生しています。



これまでは、農家個人での防獣ネット柵を導入するなど、個人ごとに対策を実施してきましたが、近年、ニホンジカ被害が急増したため、緊急にその被害に対応する必要がでてきました。ニホンジカ被害に対応するため、上勝町は、平成20年(2008年)3月25日に、「上勝町鳥獣害防止対策協議会(上勝町、猟友会、農協、森林組合、農業委員等関係機関)」を設立し、各関係機関が連携して被害対策を実施する体制を整備しました。

平成20年度(2008年度)からは、国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、ソフトとハードを組み合わせながら、住民と協議会が連携して被害対策を実施しています。

また、平成21年度(2009年度)には、近隣の町村(3町村)が連携し、鳥獣の一斉捕獲を実施するなど、他町村との連携による鳥獣被害対策も実施しています。

今後は、国の事業を活用し狩猟免許取得を促進するとともに、地域住民との連携を強化し、効率的かつ一体的な被害対策を実施することとしています。

(3) 中国四国農政局の取組

ア 鳥獣被害対策技術等の発信

(独)農研機構近畿中国四国農業研究センターと連携し、これまで実施してきた鳥獣被害対策の研修会を起点に、「鳥獣被害対策をみんなで取り組もうフォーラム ~中国地域から全国へ~」を開催し、管内はもとより、全国的に鳥獣被害の住民参加型の取組を発信しています。

イ 鳥獣被害対策関係部局等の連携強化

鳥獣被害防止対策は鳥獣の行動特性を踏まえて、市町村や県域を越えたより広域的かつ総合的な検討が重要であることから、中国・四国各県の農業、林業、環境の3部局及び試験研究機関による「中国四国地区鳥獣被害対策連絡会議」を開催し、防除や捕獲、保護管理等多様な取組に関する情報共有・検討を行い、管内の被害防止対策の推進を図っています。

なお、四国地域においては、横断的な広域連携を推進するため、「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク」を平成20年(2008年)5月29日に設立するとともに、現地検討会等を開催し、野生鳥獣の適切な保護管理、効率的な防除のあり方を検討しています(表 - 5 - 43)。

また、平成18年度(2006年度)に設けられた地域の要請に応じて野生鳥獣の被害対策専門家を紹介する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」制度について、各種会議の場やホームページにより、関係機関等に広く周知するとともに、被害地域とアドバイザーとのマッチングやコーディネートに努めているところです。

表 - 5 - 43 中国・四国地域の鳥獣対策の連携体制

名称	中国四国地区鳥獣被害対策連絡会議	四国地域野生鳥獣対策ネットワーク
開始	2004年2月9日	2008年5月29日
目的	関係行政機関の被害に関する情報共有や連携による被害対策の円滑な推進	野生鳥獣に対する効率的な防除及び効果的な被害防止対策のあり方等について検討
構成	国、中国四国各県農業、林業、環境部局、試験研究機関	国、四国各県農業、林業、環境、普及部局、四国地域内の市町村、試験研究、全国の施設製造販売企業、専門家
主な活動	連絡会議：年1回	現地検討会等：年数回

資料：中国四国農政局作成

ウ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成

平成23年(2011年)2月末現在、中国・四国地域全204市町村のうち171市町村(約84%)で作成されています(表 - 5 - 44)。

表 - 5 - 44 中国・四国地域における被害防止計画作成状況

	全市町村数	被害防止計画作成		22年度中に作成予定	合計 +	
		公表済み	協議中			
鳥取県	19	19	17	2	0	19
島根県	21	19	19	0	0	19
岡山県	27	25	17	8	0	25
広島県	23	21	20	1	1	22
山口県	19	19	19	0	0	19
徳島県	24	19	16	3	0	19
香川県	17	11	10	1	0	11
愛媛県	20	18	18	0	0	18
高知県	34	20	20	0	8	28
中国四国計	204	171	156	15	9	180

資料：農林水産省生産局調べ

2011年2月末現在

エ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用による鳥獣被害対策への支援

中国四国農政局では、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的に実施できる「鳥獣害防止総合対策交付金」により、各県を通して地域の協議会等に対して支援を行っています。

9 環境に配慮した食料生産の推進

(1) 有機農業を始めとする環境保全型農業の推進

農業は、食料の安定供給という本来の役割に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、環境と調和しつつ持続的に発展し得る産業といわれています。

しかしながら、肥料や農薬の不適切な使用による環境への影響も懸念される場所であり、環境重視への社会的価値観の変化、食の安全に対する国民の関心の高まりに対応して、持続性の高い農業生産のさらなる推進が求められています。

このようななか、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が平成 11 年(1999 年) 10 月に施行され、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図ることとされました。

具体的には、都道府県が、「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を策定し、その指針に基づいて、「持続性の高い農業生産方式の導入計画」を策定した農業者を「エコファーマー」として認定し、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進しています。

また、農業者が環境と調和のとれた農業生産を行うための基本的な取組をまとめ、農業者自らが生産活動を点検し改善を行うための規範として、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を定め、その取組の推進に努めているところです。

有機農業については、「有機農業の推進に関する法律」(以下「有機農業推進法」という。)が平成 18 年(2006 年) 12 月に施行されたことを受け、国及び地方公共団体が、生産、流通、消費の側面から施策を講じるための基本指針として「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下「有機農業推進基本方針」という。)を公表し、有機農業の総合的な普及・推進を図っているところです。

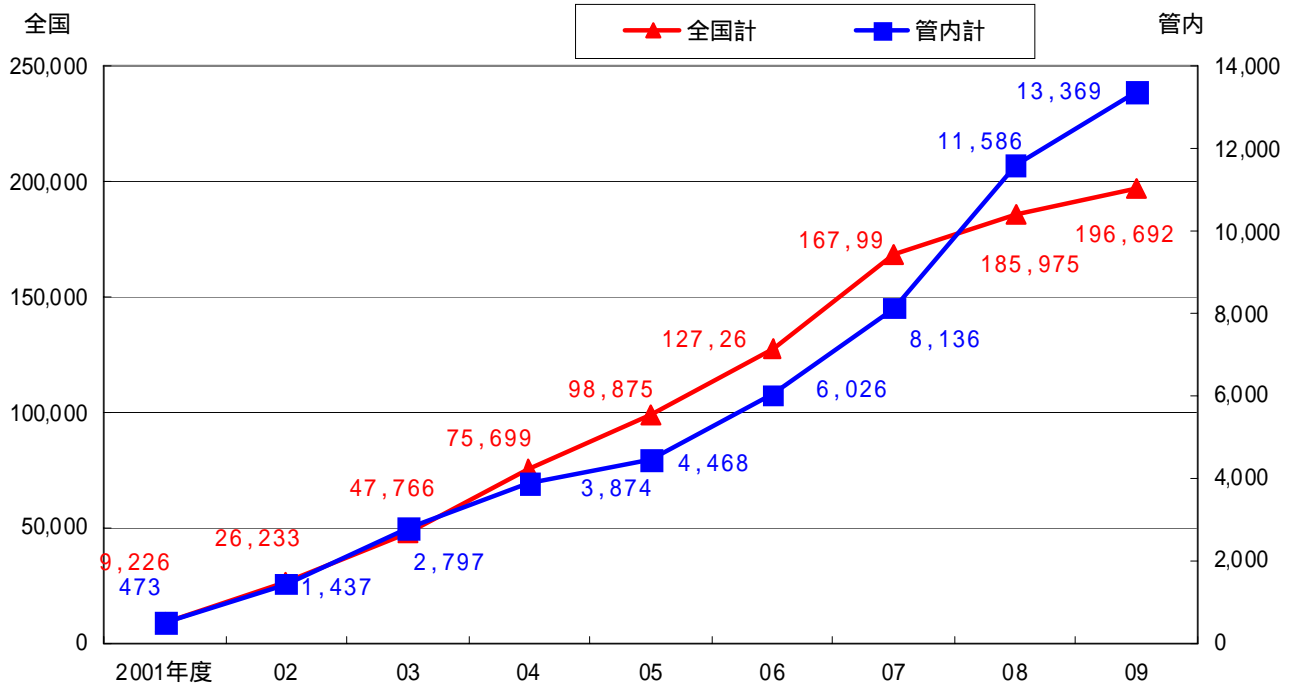
(2) エコファーマーの認定状況

認定件数は 2009 年 3 月末に比べ 1,783 件増加

平成 22 年(2010 年) 3 月末現在、中国・四国地域におけるエコファーマーの認定件数は 13,369 件となっており、平成 21 年(2009 年) 3 月末(11,586 件)に比べ 15.4% 増加しています(図 - 5 - 47、図 - 5 - 48)。

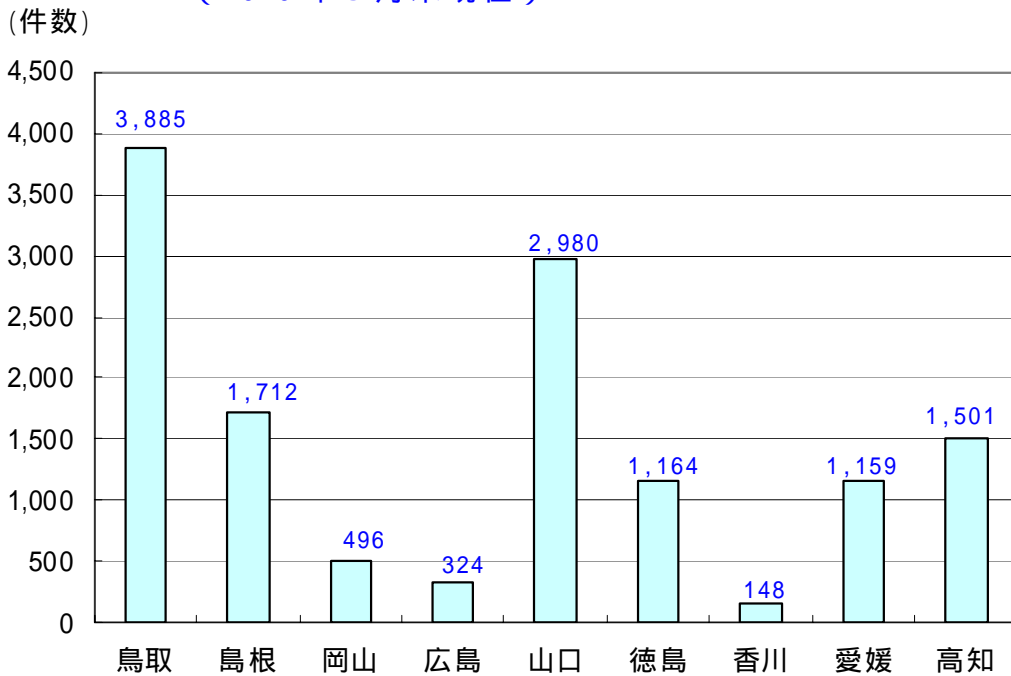
なお、中国・四国地域の導入計画の中で取組が多い作物は、野菜、水稲、果樹の順となっています。

図 - 5 - 47 全国及び管内のエコファーマー認定件数の推移



資料：農林水産省生産局調べ

図 - 5 - 48 中国・四国地域におけるエコファーマーの認定件数
(2010年3月末現在)



資料：農林水産省生産局調べ

(3) 有機農業の推進状況

ア 管内各県における推進計画の策定

有機農業推進法第7条により、各県は有機農業推進基本方針に即して、有機農業の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとされたところであり、平成19年(2007年)7月に岡山県で全国最初の策定が行なわれ、その後各県においても順次策定されました(表 - 5 - 45)。

表 - 5 - 45 管内各県における有機農業の推進計画

県名	名称	策定期期
鳥取県	鳥取県有機・特別栽培農作物推進計画	2007年12月
島根県	島根県有機農業推進計画	2008年3月
岡山県	有機農業の推進に関する現行の県計画を一部改正	2007年7月
広島県	広島県環境にやさしい農業推進方針	2010年12月
山口県	山口県有機農業推進計画	2008年3月
徳島県	徳島県有機農業推進計画	2009年3月
香川県	香川県有機農業推進計画	2009年3月
愛媛県	愛媛県有機農業推進計画	2008年3月
高知県	高知県有機農業推進基本計画	2008年5月

イ 有機農業推進事業(地区推進事業)による支援

有機農産物の取引価格や出荷量の拡大を図る販売企画力の強化、地域の立地条件に適応した生産技術力の強化及び生産技術や経営感覚に優れた有機農業者を育てる人材育成力の強化を目的とした有機農業推進事業(地区推進事業)により、産地の収益力の向上を図っています。

【有機農業推進事業(地区推進事業)平成22年(2010年)度事業実施主体】

- 島根県 食と農のインキュベーションのろ NOL0 有機農業推進協議会
- 岡山県 総社市有機農業推進協議会
- 徳島県 徳島有機農業推進協議会
- 徳島県 木頭柚子有機農業推進協議会
- 愛媛県 今治市有機農業推進協議会
- 愛媛県 西予市有機農業推進協議会
- 高知県 高知439国道有機協議会(略称)
- 高知県 高知ものべ川有機農業推進協議会

10 農林水産物・食品の輸出への取組の支援

(1) 農林水産物・食品の輸出の現状

2010年の輸出額は4,920億円

我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移をみると、平成20年(2008年)の世界的な不況や円高の影響を受け、輸出額は減少傾向にあったものの、平成21年(2009年)秋以降、回復傾向にあり、平成22年(2010年)の輸出額については、4,920億円(対前年10.5%増)となっています。

なお、平成23年(2011年)3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受けて、諸外国において日本産食品の輸入規制を強化する動きがみられます。これまで、日本産食品は「安全で高品質」という特質によりアジア等の富裕層、中間層に評価され輸出を伸ばしていましたが、今後の輸出に影響が生じることが懸念されます。

今後、日本産食品の輸出に当たっては、日本産食品のイメージを回復し、改めて安全性をアピールし、国別に農林水産物の輸出を建て直していくことが必要と考えられます。

このため、諸外国政府に対し、過剰な規制とならないよう働きかけを行っていくとともに、放射性物質の検査のための体制の整備を進め、日本産品のイメージ回復のための対策や、輸出に係る農林漁業者、食品企業等に対する支援を実施していきます。

(2) 中国四国農政局の取組

農林水産物・食品オリエンテーションの会の開催

ア 事前ガイダンスの開催

輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象に、貿易経験の豊富な有識者を講師として迎え、より実践的な商談の準備をするための心構えや輸出業務などについて、輸出商談会活用セミナー及び模擬商談会を岡山市で実施しました(平成23年(2011年)2月28日)。

輸出商談会活用セミナーには50名の参加があり、模擬商談会には16業者の参加がありました。



セミナー風景



模擬商談会風景

イ 展示・商談会 & 農林水産物・輸出促進セミナーの開催

輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象に、世界の市場を熟知した有識者を講師として迎え、日本産農林水産物の海外輸出戦略をテーマとしたセミナーを開催するとともに、国内外のバイヤーを迎え、展示・商談会を岡山市で実施しました（平成 23 年（2011 年）3 月 10 日）。

セミナーには 64 名が参加、海外バイヤー 6 社、国内バイヤー 6 社による商談会には 17 業者の参加がありました。



輸出促進セミナー風景



展示・商談会風景

（ 3 ）中国・四国地域における取組

様々な農林水産物が商業ベースで輸出

中国・四国地域においては、鳥取県の二十世紀梨、島根県のお米（きぬむすめ、ヘルシー元気米）・牡丹苗、岡山県の白桃・ぶどう、広島県のカキ・なし、山口県のふぐ、徳島県のなると金時、香川県のみかん・盆栽、愛媛県のみかん・ハマチ等で商業ベースの輸出が行われています。

また、四国地域では、これまでの海外貿易の推進での協力関係を基に、「四国 4 県・東アジア輸出振興協議会」が設立（平成 22 年（2010 年）6 月 24 日）されました。各県が蓄積してきた販売網等の情報を共有し、上海、シンガポールへ、加工食品を中心とした四国産品の輸出の取組が行われています。

中国四国農政局ホームページ「農林水産物等の輸出促進対策」

中国四国農政局の輸出に関する取組や関連情報等を紹介。

アドレス：<http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/export/index.html>

1 1 農業技術の研究開発と普及

(1) 中国・四国地域の農業研究の推進状況

地域における農業研究については、現場段階の技術的課題を解決するために、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を中心に推進しています。

平成 22 年度(2010 年度)は、中国・四国地域での課題解決を目的として、現場実証支援型研究で 6 課題、機関連携強化型研究で 1 課題が採択されています(表 - 5 - 46)。

表 - 5 - 46 現場実証支援型研究の採択課題

中核機関	採択課題名
島根県	高級ブドウ新品種「シャインマスカット」の果皮褐変障害防止技術の開発と普及
愛媛県	次世代キウイフルーツ栽培を担う高機能性台木及び高度利用技術の開発
愛媛県	多角的アプローチによる加工需要にマッチするはだか麦新栽培体系の開発
香川県	暖地における青切り出荷用タマネギの高効率調製装置の開発
岡山大学	間欠冷蔵処理によるイチゴの花芽分化促進技術の確立
近農研*	複合型生物資源モニタリングを活用した広域連携周年放牧技術の開発と実証
香川県	四国 4 県連携による IYSV の緊急防除対策技術の開発

* 近畿中国四国農業研究センター

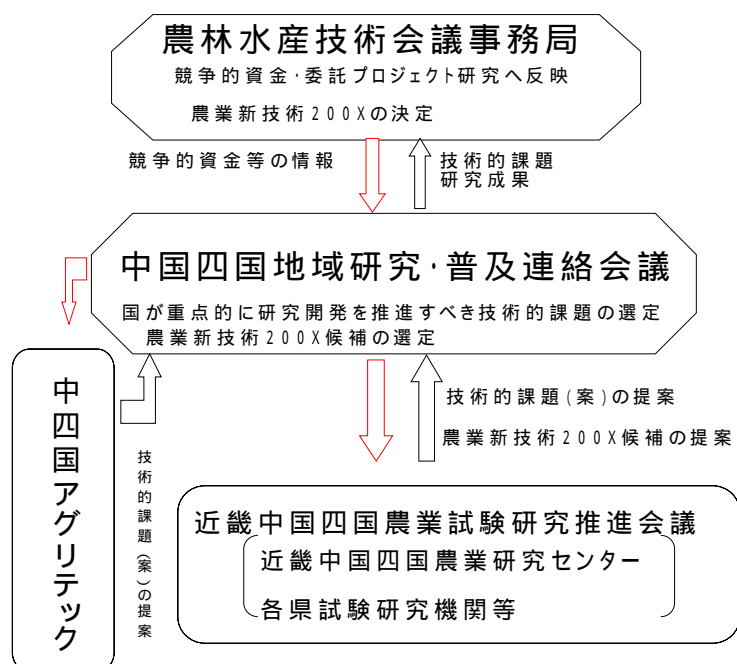
(2) 地域研究・普及連絡会議の開催

地域農業研究に関する技術的課題等の把握

農林水産省では、農業の生産性向上と持続的発展等に向け、研究成果の創出、その成果の早急な普及・実用化を図るために、農政局単位で「地域研究・普及連絡会議」を設置し、行政部局と試験研究部局との連携強化を図っています。

中国四国農政局では、平成 19 年度(2007 年度)から、管内各県の行政機関及び試験研究機関、近畿中国四国農業研究センター等の参画のもと、「中国四国地域研究・普及連絡会議」を設置し、管内の技術的課題及び早急に生産現場に普及を推進する技術の把握、研究資源の有効活用等、地域研究の直面する課題等の検討を行っています(図 - 5 - 49)。

図 - 5 - 49 地域農業研究に関する推進体制



(3) 技術フェア等の開催

産学官連携による農業分野の研究開発の推進

特定非営利活動法人「中国四国農林水産・食品先進技術研究会(以下「中四国アグリテック」という。)」と連携し、技術フェア及び競争的資金の獲得のために公募説明会を開催し、産学官連携による農業分野の研究開発の促進を図っています。

中四国アグリテックは、農林水産業及び食品産業の先端・先進技術に関する情報の収集・提供、研究素材や技術ニーズのコーディネートによる共同研究・技術開発の推進及び研究成果の情報発信等を行うために設立されたNPO法人です。

平成22年度(2010年度)については、12月に岡山市においてアグリビジネス創出フェアを、1月に「農林水産省の競争的資金に係る公募説明会」を開催しました。

1.2 知的財産の創造・保護・活用

(1) 知的財産の創造・保護・活用に向けた取組

知的財産総合相談窓口の設置

平成22年(2010年)3月に策定された「新たな農林水産省知的財産戦略」において、農山漁村の6次産業化を実現し、農山漁村地域の利益を確保していく手段としても知的財産の創造・活用の取組は益々重要であると位置付けられたことから、中国四国農政局に「知的財産総合相談窓口」を設置し、農林水産業関係者からの知的財産に関する相談・質問に対応しています。

(2) 地域ブランド化に向けた取組

農林水産物・食品地域ブランド化支援事業

平成20年度(2008年度)から、地域の特性を生かした農林水産物・食品の高付加価値化を目的とした農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施し、商品の品質向上、生産体制の整備、効率的なマーケティング、品質や名称の管理などの一連の取組を支援しています(表 - 5 - 47)。

表 - 5 - 47

農林水産物・食品地域ブランド化支援事業平成22年度の取組概要

県	事業実施主体	取組対象	取組概要
広島	世羅高原6次産業推進協議会 (広島県世羅郡世羅町)	赤梨	統一されこだわりがある栽培基準での赤梨生産、赤梨を使った加工食品の開発、知的財産権の活用等による世羅産の赤梨のブランド形成
広島	大野漁業協同組合 (広島県廿日市市)	一粒かき「安芸の一粒」 「厳嶺」	独自の養殖方法により生産した「安芸の一粒」「厳嶺」のブランド化
山口	深川養鶏農業協同組合 (山口県長門市)	長州黒かしわ	天然記念物である「黒柏」を改良した新鶏種・商品である長州黒地鶏(仮称)のブランド化
愛媛	愛南漁業協同組合 (愛媛県南宇和郡愛南町)	「愛南びやびやかつお」とそのシリーズ化	愛南日帰りかつおの高付加価値化を図り、「日帰り」のブランド確立
愛媛	えひめ愛フード推進機構 (愛媛県松山市)	媛っこ地鶏(鶏肉)、あまおとめ(いちご)、伊予美人(さといも)	愛媛県が開発した優良品種についての地域ブランド化
愛媛	越智今治農業協同組合 (愛媛県今治市)	はれひめ(中晩生柑橘類)	はれひめの知名度を向上させ、加工品を含めての地域ブランドの確立
高知	(株)四万十ドラマ (高知県高岡郡四万十町)	ISO野菜の加工品づくり	環境ISO14001を実践し四万十川中流域で生産した、安心・安全な「ISO野菜」の商品開発とブランド化

資料：農林水産省生産局

「知的財産総合相談窓口」の設置

アドレス：<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/tizai/101001.html>